

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		特定疾病の認定
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第27条の13
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	第27条の13 令第29条の2第8項の規定による市町村又は組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 認定を受けようとする被保険者のかかっている令第29条の2第8項に規定する疾病の名称 (3) 被保険者記号・番号 2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。 3 70歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第29条の2第8項に規定する厚生労働大臣の定める疾病（健康保険法施行令第42条第9項第2号に規定する厚生労働大臣が定める疾病を除く。）に係る高額療養費が、令第29条の3第9項第2号の規定によらないものであるときは、第1項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。 4 第1項の申請に基づき、認定を行つたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特定疾病療養受療証（以下この条において「特定疾病受療証」という。）を、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣の定める疾病ごとに交付しなければならない。ただし、70歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第29条の2第8項に規定する厚生労働大臣の定める疾病（健康保険法施行令第42条第9項第2号に規定する厚生労働大臣が定める疾病を除く。）に係る特定疾病受療証については有効期限を定めて交付しなければならない。 6 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 (1) 特定疾病受療証に記載された高額療養費算定基準額が変更されたとき。 (2) 特定疾病受療証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から特定疾病受療証の返還の求めがあつたとき。 7 第7条の2の規定（第3項ただし書を除く。）は、特定疾病

		受療証の検認及び更新について準用する。 11 認定を受けた被保険者資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けている場合については、当該者に係る第15条第1項(第20条において準用する場合を含む。)に規定する届書(第2条、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第9条から第10条の3までの届書を除く。)には、当該届出に係る資格確認書に加えて、当該被保険者に係る特定疾病受療証を添えなければならない。 健康保険法施行令第41条第9項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病(昭和59年厚生省告示第156号)参照
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定(令和7年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間程度
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)